- カ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること (障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
 - ・更衣室や会議室等の屋内施設は人数制限を行うことから、必ず、球場職員の指示に従 うこと
 - ・観客席での観戦等の利用は、左右3席・前後の1列を空けるなど、間隔を必ず取ること
- キ 利用中に大きな声で会話や応援等をしないこと
- ク 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従うこと
- ケ 利用終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、施設管理者に速 やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- コ 施設利用前後のミーティング等においても、三密(密閉・密集・密接)を避けるよう充分に配慮すること
- (3) 運動・スポーツを行う際の留意点
 - ア 十分な距離の確保
 - ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、 周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
 - ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける こと
 - ・マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすること (※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である
 - イ 位置取り:走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、 可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取るこ と
 - ウ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
 - エ 適度な休憩をとり、手洗い・うがい・消毒を励行すること
 - オタオルの共用はしないこと
 - カ 利用者が所有するスポーツ用具を持参することを基本とするが、やむを得ず共用するスポーツ用具については、こまめに消毒すること
 - ク 施設管理者が貸出した物品や設備については、利用後アルコール消毒など感染防止に協力すること
- (4) その他の留意点
 - ア 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、 会話は控えめにすること
 - イ 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
 - ウ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば通路)に捨てないこと
 - エ イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下に配慮して適切に行うこと
 - ・利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること